

2014年11月20日

福島県知事
内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団

団長 神山 悦子
副団長 阿部裕美子
同 宮川えみ子
幹事長 宮本しづえ
政調会長 長谷部 淳

2014年12月定例県議会に関する申し入れ

はじめに

東日本大震災・原発事故から3年8ヶ月が過ぎました。本県では12万3千人を超える県民が現在も避難生活を余儀なくされています。避難者数もさることながら、本県の災害関連死者数や災害関連自殺者数は他県と比べても突出しており、原発事故の被害は今なお拡大し、県民の命が奪われている状況です。

昨年暮れに連続的に発表された政府の福島復興指針や賠償中間指針第四次追補、原子力規制委員会の住民帰還に向けた「基本的考え方」などは、いずれも原発事故による県民の被害を過小評価あるいは終わったこととして片付けるものであり、将来にわたって原発を使用する「エネルギー基本計画」の閣議決定へと帰結しました。現在、鹿児島県の川内原発を皮切りに全国の原発の再稼働が狙われており、また、事故原因すら究明されないまま、福島事故の経験から「世界最高水準の安全」が得られたと強弁して、あろうことか原発の海外輸出がすすめられようとしています。

このような状況のもとで行われた福島県知事選挙は、県民の切実な願いを反映して全候補が「県内原発全基廃炉」を公約に掲げる選挙戦となり、知事は選挙後の会見で“原発に依存しない社会をつくろう”とのメッセージを国内外に明確に発信していくとの立場を明らかにしました。福島切り捨てと一体の政府の原発固執姿勢に対して、きっぱりとした声をあげることなしに、安心して暮らし続けられる福島県を取り戻す「オール福島」の願いを実現することはできません。深刻な被災の実態を内外に発信することと合わせて、「福島第二原発も含めた県内10基の廃炉の決断」、「事故収束や徹底除染、完全賠償」、「県民の健康支援と今後長期にわたる被害調査」など、責任ある国の対応を強力に求める県政となれるかが問われています。

安倍首相の行う政治があらゆる分野で国民・県民との深刻な矛盾を深め、世論と運動に追い込まれての解散・総選挙が行われます。国民の5割から6割が反対している集団的自衛権行使容認すなわち「戦争する国」づくり、8%への消費税増税によって日本経済と国民生活を深刻な危機に突き落としたこと、大企業の要望丸飲みの雇用破壊と社会保障改悪などそれぞれに広

範な国民の反対が広がり、沖縄県では米軍基地の押しつけに対する島ぐるみの怒りから沖縄県知事選挙で劇的な「新基地建設ノー」の審判が下りました。これら国政の諸問題と一体に、全国原発再稼働にまい進する安倍政権の危険な暴走にこの総選挙で厳しい審判を下すため、日本共産党は全力をあげるものです。

12月定例県議会を前に、大震災・原発事故被災のただ中にある福島県の実情を踏まえて、以下の項目について要望します。

一、知事の基本姿勢について

原発事故によって県民の幸福追求権、生存権、健康権、財産権など基本的人権が侵害され続けている現実に鑑み、その回復と一人ひとりの人間の復興に最大限の力を傾注すべきです。

1. 最高法規である日本国憲法と、住民の福祉の向上を旨とする地方自治法の遵守を宣言すること。
2. 消費税増税が被災県民と被災中小企業に押しつけた負担の実態を県として把握し、復興を阻害するさらなる消費税増税の中止を求めること。
3. 住民と自治体が協同し、住民の身近な生活領域で住民自治・団体自治を発揮することで地域内経済を支え、地域づくりをする地域創生を県の主導で進めること。
4. 第一次産業のみならず国民生活のあらゆる分野に影響を及ぼし、日本の「地方のかたち」すら変えてしまうTPPからの撤退を求めること。
5. 戦争する国づくりにほかならず、必然的に地方自治を死滅させる集団的自衛権行使容認を撤回させること。
6. 知事自身が議会での質問に対し、自ら積極的に答弁に立つこと。

二、「原発に依存しない社会」の実現を

1. 県内原発全基廃炉を事業者の判断まかせにせず、国が決断することを求めること。
2. 福島原発事故は人災であり、事故は収束していないとする県のこれまでの認識を前提に、原発事故原因の徹底究明を国に求めること。
3. 九州電力川内原発をはじめ、県外原発の再稼働にはっきりと反対し、原発に依存しない国づくりを求めること。
4. 原発事故収束・汚染水対策に「国が前面に立つ」ため、作業の立案・実行・評価・改善、そして結果を出すことのあらゆる段階で国が説明責任を果たす現地での体制を求めること。
5. 放射能汚染土壌などの最終処分場について国の責任ある方針を求めるとともに、中間貯蔵施設についても、住民生活再建・地域振興など設置にかかわるすべての費用は国と東京電力が負担すべきことを明確にさせること。
6. 中間貯蔵施設への土砂搬入にあたっての飛散防止策、運搬路沿線の住民の安全対策に万全を期すよう国に求めること。
7. 原発事故収束作業に従事する労働者は、県としても、県の未来を切り開く最前線の労働者であることを明確にすること。国に対し、国家プロジェクトの位置づけにふさわしい待遇

とともに、長期にわたる作業にたずさわる労働者の育成・養成のしくみを国の責任で構築するよう求めること。

三、医療・介護総合法と子ども・子育て支援法対応、福祉灯油について

1. 市町村による要支援サービスの総合事業への移行にあたっては、拙速に実施せず、十分な準備・検討期間を確保するよう県として支援すること。
2. サービスを提供している事業所に、市町村が迅速に情報提供し、その意見を聞く機会を十分に保障して関係者の理解と合意を得て総合事業に移行できるよう、県として支援すること。
3. 訪問介護と通所介護を現在利用している要支援者の心身の状況、日常生活自立度、世帯状況、所得状況、サービス内容、サービス効果などを市町村が十分に把握するよう、支援すること。
4. 総合事業への移行にあたっては、介護予防訪問介護・介護予防通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスを維持したうえで、市町村が新たなサービス・資源をつくる基本方向を堅持できるよう、県として支援すること。
5. 市町村の地域包括ケアシステム構築と県の地域医療構想・医療計画とは密接不可分であることに鑑み、市町村のケアシステムづくりに県が主体的にかかわるとともに、医療面での県の責任ある姿勢を市町村に示すこと。
6. 市町村が日常生活圏域で地域包括支援センターを整備し、専門職の配置が十分にできるよう国に求めるとともに、県として支援すること。
7. 来年度から実施となる子ども・子育て支援新制度のもと、市町村の事業計画が公的責任を明確にし、地域の実態とニーズに確実に見合い、また、市町村による格差が生じないように県として支援すること。
8. 燃料代の高騰などから低所得者の暮らしを守るため、県の主導で福祉灯油を実施すること。

四、米価暴落緊急対策について

1. 米価暴落に対し、県として融資だけでなく直接支援をすること。
2. 国に対し、過剰米市場隔離や備蓄米を増やすなど、需給調整に直ちに乗り出すよう求めること。今年度の直接支払交付金の半減措置を撤回し、農家の経営安定対策をとるよう求めること。

五、県警警察官自殺の原因究明と対応について

県警捜査二課において今年度に入ってから3人の自殺は異常事態です。県民が納得できる原因究明と対応をすること。あわせて公金の適正な支出と保管のあり方について見直しを行うこと。

以上